

## 第924回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和元年11月19日(火)午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 伊東教育長, 伊藤委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員, 小川委員

### 4 説明のため出席した者

千葉教育次長, 松本教育次長, 布田参事兼総務課長, 大町教育企画室長, 小幡福利課長, 中村教職員課長, 奥山参事兼義務教育課長, 伊藤参事兼高校教育課長, 目黒特別支援教育課長, 相馬施設整備課長, 三浦スポーツ健康課課長補佐, 嘉藤参事兼生涯学習課長, 天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

### 6 第923回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第924回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

伊東教育長 千木良委員及び小川委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 6 専決処分報告

(2) 教育功績者表彰について

### 7 議事

第1号議案 職員の人事について

伊東教育長 6 専決処分報告(2)及び7 議事の第1号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議等については, 秘密会とする。

秘密会とする案件には, 本日速やかに処理することが必要なものがあるので, 先に審議することとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

## 9 教育長報告

### (1) 柴田高等学校における物損事故に係る和解について

(説明者: 松本教育次長)

「柴田高等学校における物損事故に係る和解について」御説明申し上げます。資料は, 1ページである。

事故の概要としては, 資料に記載のとおり令和元年8月27日に柴田高等学校の校内において, 職員が草刈作業をしていたところ, 草刈機の刃に接触した石が飛散し, フェンスを越えて学校に隣接する自動車学校の駐車場に駐車していた車両のリアガラスを直撃し損傷を与えたものである。

なお, この事故による人的損害はなかった。この事故は職員の公務中に発生した事故であり, 相手方に過失が無いことから, 相手方損害額の全額である37,519円を県が相手方に支払うこととして和解が成立したところである。この和解については, 地方自治法第180条第1項の規定により, 令和元年10月23日に知事による専決処分が行われ, 11月議会において当該専決処分の報告がなされることとなっている。公務による作業時には, より一層安全を確保するよう注意喚起に努めていく。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

## (2) 小松島支援学校における物損事故に係る和解について

(説明者：松本教育次長)

「小松島支援学校における物損事故に係る和解について」御説明申し上げます。資料は、2ページである。

事故の概要としては、資料に記載のとおり、令和元年8月19日に小松島支援学校において、職員が草刈作業を行った後に、刈った草をリヤカーで集積する作業を行っていたところ、移動している最中のリヤカーが車両の右前方バンパーに接触し損傷を与えたものである。

なお、この事故による人的損害はなかった。この事故は職員の公務中に発生した事故であり、相手方に過失が無いことから、相手方損害額の全額である28,676円を県が相手方に支払うこととして和解が成立したところである。この和解については、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年10月25日に知事による専決処分が行われ、11月定例県議会において当該専決処分の報告がなされることとなっている。公務による作業時には、より一層安全を確保するよう注意喚起に努めていく。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

## 10 専決処分報告

### (1) 第370回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：千葉教育次長)

「第370回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。資料は、1ページから5ページである。はじめに、資料2ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、10月28日付けで知事から意見を求められたので、議案の内容について御説明申し上げます。まず、予算議案であるが、資料3ページの「第370回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「債務負担行為」であるが、柴田農林高等学校の校舎等解体工事や、宮城県長沼ボート場の指定管理者への指定管理料のほか、県美術館の常設展及び企画展の開催に係る委託業務などについて、それぞれ必要な期間及び限度額を設定するものである。

次に、資料4ページを御覧願いたい。予算外議案のうち、条例外議案であるが、議題210号議案「指定管理者の指定について」は、宮城県長沼ボート場の指定管理者を指定することについて、また、議第218号議案から、資料5ページの議第221号議案までの「工事請負契約の締結について」は、高等学校の屋内運動場等改築工事の工事請負契約の締結について、それぞれ地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月1日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

## 11 議事

### 第2号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

(説明者：松本教育次長)

第2号議案について、御説明申し上げます。資料は、9ページから16ページである。はじめに、資料16ページを御覧願いたい。

今回の改正は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「教育職員免許法」の一部が改正され、これまで成年被後見人及び被保佐人が免許状を授与されないとしていた規定が削除されたため、これに伴い、関係願書の様式を改めようとするものである。

なお、改正規則は、改正教育職員免許法が施行される令和元年12月14日に施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 1 2 課長報告等

### (1) 東日本大震災に伴う教職員の健康調査(第5回)の結果について

(説明者：福利課長)

「東日本大震災に伴う教職員の健康調査(第5回)の結果について」御説明申し上げます。資料は、1ページから4ページと別冊である。はじめに、資料1ページを御覧願いたい。

この調査は、東日本大震災に伴う教職員のメンタルヘルスケア対策の一環として、平成23年12月から隔年で実施しているものであり、本年6月に第5回目の調査を実施したことから、その概要について御説明申し上げます。「2 調査概要」の「(1) 対象者」については、公立学校共済組合に加入している全ての教職員であり、公立幼稚園、地方機関及び事務局等の職員も対象となっている。「(5) 回答状況」については、調査対象者数18,590人のうち16,051人から回答があり、回答率は86.3%で前回の回答率よりも高くなっている。「3 調査結果の概要」の「(1) 業務量について」については、震災前と比べて、どのくらい業務が増えましたかとの問いに対して、「大幅に増えた」と「増えた」と回答した者を合わせた割合は、半数を超えており第2回目の調査から増加傾向にある。次に、資料2ページを御覧願いたい。「(2) 体調について」については、「良い」と回答した者の割合は20.0%で調査回数を重ねる毎に増加傾向にある。「(3) 睡眠について」については、約3割の教職員が「よく眠れる」と回答しており、その割合がやや増加している。「(4) ストレスの程度」については、「大変強く感じている」と「強く感じている」と回答した者の割合を合わせた割合は、前回の調査結果と比較してやや増加している。ストレスの原因については、「多忙・業務量の増大」「勤務内容の変化」「家族の問題」の割合が高く、震災関連の「家屋・家財の物的被害」「地震・余震」の割合は、ほぼなくなっている。詳しくは、別冊の11ページに記載しているので後ほど御覧願いたい。次に、資料3ページを御覧願いたい。「(5) 仕事について」については、「この1年間楽しい、うれしいと感じたことがあるか」の問いに対して、「有る」と回答した割合は、前回の調査以来8割を超えている。「(6) 精神健康全般に関するチェック」については、過去30日の間に「絶望的だと感じましたか」や「自分は価値のない人間だと感じましたか」など6つの質問について、その程度を回答してもらい総合的に精神健康全般について判定したものである。「レベル1」と「レベル2」は、セルフケアで対応可能な状態であり、「レベル3」と「レベル4」は支援機関等への相談をすすめる状態である。今回の調査で「レベル3」と「レベル4」に判定された者の割合を合わせると12.3%であり、支援が必要とされるレベルの教職員が前回調査よりやや増加している。「(7) 仕事に関するチェック」については、この1年間の状態について「仕事で燃えつきてしまったと感じること」など16の質問について、その頻度を回答してもらい「バーンアウト(いわゆる燃え尽き症候群)」について総合的に判定したものである。「レベル1」の心配ないレベルの割合は、67.7%となっているのに対し、「レベル3」の専門機関のケアが必要とされる要注意の割合は18.9%と前回に比べて増加している。次に、資料4ページを御覧願いたい。「4 結果概要一覧」については、第1回目から第5回目までの各調査結果の割合と人数を一覧として記載している。

なお、第1回から第5回までの調査結果の概要については、別冊に詳しく掲載しているので御参照願いたい。今回の調査結果では、業務の従事内容やストレスの原因における震災関連項目が減少しており、震災関連業務以外の本来業務に移行している傾向が顕著になっていることが分かった。また、多忙感を感じている教職員の割合が増加している一方で、前回の調査結果に比べやりがいをもち仕事をしている教職員が多くいることが読み取れる。しかしながら、多忙によるストレスを感じている教職員の割合も増加しており、メンタルヘルス研修会やストレスチェックの活用など各種研修会等やカウンセラーや臨床心理士による相談を継続して実施し、教職員の健康保持・増進につなげていきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

アンケートに回答した教職員に対し、この調査結果をどのようにフィードバックするのか。調査結果を回答者にうまく伝えることも重要である。別冊の22ページから23ページに調査結果の概要と考察が記載されており、その中の「(4)まとめ」に「専門機関等の支援が必要な教職員数と個別面談の希望者数に乖離があるため」との記載もあることから、この調査結果を教職員の立場に立った視点で分かり安く伝えてほしい。

福 利 課 長

アンケートの回答者に対しては調査結果を個別に送付するとともに、カウンセラーや臨床心理士、専門機関の一覧表を同封していることから、自らの体調を理解した上で、必要に応じて専門機関等を受診するよう促している。また、別冊の19ページに個別面談の希望結果を記載しており、回答者16,051人のうち209人が希望されている。別冊の17ページの「仕事に関するチェック(バーンアウト)」の調査結果では、要注意となった教職員は約3千人となっており、個別面談を希望している人数との乖離が生じている。専門機関での受診が必要な教職員に対しては、業務上の都合や地理的な理由で受診が難しい場合もあるので、身近にいる管理者による面談や各所属にカウンセラーを派遣するなど、今後も利便性を活かした取組を実施していきたい。

小 川 委 員

教職員のメンタルヘルス状態を把握しないと、精神疾患の予防には繋がらないと思う。自分の職場においてもストレスチェックの診断について指示があるが、この診断に回答すること自体がストレスである。特に多忙な時に診断の指示があり、気が付くと回答期限が過ぎていることがある。今回の調査では回答率が86.3%であるが、回答していない教職員の状況が気になった。別冊の2ページに施設別の回答率について記載があり、その中で一番回答率が低いのは中学校となっており、その次に回答率が低いのは小学校であることから、多忙化が問題となっている中学校では、回答する時間がないほど忙しいのではないかと思われる。回答していない教職員ほど健康状況が良くないと思われるので、こうした教職員をどのようにサポートするのか伺いたい。

福 利 課 長

平成16年に新潟県中越地震が発生し、その3年後に新潟県中越沖地震が発生している。その際に住民を対象としたアンケートを毎年実施しているが、回答結果にあまり変化がなかったことから、それを参考として、この健康調査については隔年で実施することとしたものである。毎年実施した弊害として、アンケートの回答疲れが現れたと思われる。この調査は2年に1回の実施ということもあり、回答率が86.3%になったものと分析している。

また、中学校の回答率が低い理由としては、中総体が終わる頃など多忙な時期と回答期間が重なっているところもある。今回の調査結果で要注意にならなかった方や回答しなかった方に対しては、訪問型や会場型でのメンタルヘルス相談の受診を促すとともに、こうした取組を持続して実施していきたいと考えている。

## (2) 平成32年度(令和元年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考の結果について

(説明者:教職員課長)

「平成32年度(令和元年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考の結果について」御説明申し上げます。資料は、5ページとなる。

教員採用試験については、第1次選考を7月に実施し、第2次選考を9月5日から7日及び12日から14日の6日間、実技試験を含め宮城県総合教育センターと宮城県名取北高等学校を会場として実施した。今年度の選考試験の特徴としては、宮城県が単独で採用選考を行い3年目となる中で、資料の「2」に示した採用枠や第2次選考における集団討議を継続するとともに、小学校、中学校英語、高等学校英語で取得資格に応じた加点制度を導入し選考を行った。第1次選考において基礎的な能力を評価した上で、第2次選考において人物重視の採用選考を行った結果、今年度は512名を名簿登載者とした。今年度の採用は当初の355名を予定していたが、現在県内の小中学校を中心として、欠員及び産育休等の代替者が未配置となっ

ている状況に対応するとともに、欠員講師の本務化を促進するため、採用予定者を160名程度増やした登載者とした。

なお、資料には昨年の名簿登載者数を参考として示している。名簿登載者の中で、他県現職者の割合は4.9%で、前年度比0.7ポイント減となっており、教職経験者特別選考の割合は27.7%で、前年度比5.7ポイント増となっており、新卒者も含めバランスのとれた人材の採用ができたと考えている。また、受験者確保の観点から、今年度の採用選考の結果、2次選考において不合格となったが、総合ランクが上位である「C」ランクの受験者を、次年度の第1次選考筆記試験を免除する制度を設けた。

なお、大学院進学・在籍者の名簿登載猶予予定者については資料の通りとなっている。今後の取組として、宮城県の教職員を目指す方への一助として、PR動画を作成するとともに、教員採用選考の情報等を教職員課ホームページより配信し、志願者の志を高めるため、広報活動を充実させて来年度の出願者の確保につなげていきたいと考えている。今後は、来年度の採用選考に向けて、説明会を12月14日と21日に宮城と東京で行うとともに、各大学でも同様の説明会を予定している。また、令和2年度4月採用予定者向けの情報交換会を12月26日、宮城県総合教育センターで実施する予定としており、採用予定者への啓発も行っていく。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

### (3) 平成30年度における宮城県長期欠席状況調査の結果について (説明者：義務教育課長)

「平成30年度における宮城県長期欠席状況調査の結果について」御説明申し上げる。資料は、6ページから18ページである。はじめに、資料6ページを御覧願いたい。

この調査は、先月御報告した「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の宮城県分の長期欠席状況の中で、不登校児童生徒の状況について県独自に調査し分析したものである。「1」、「2」は記載のとおりである。「3 調査対象」については、国立及び仙台市を除いた県内の公立小・中学校を対象としている。「4 回答方法」は、質問紙法による学校の回答である。「5」の「(2)平成28年度から平成30年度における長期欠席児童生徒の状況について」であるが、長期欠席児童生徒総数は、小学校で893人、昨年度と比較すると173人の増、中学校は1,795人で211人の増となる。そのうち不登校は小学校で151人の増、中学校で168人の増であった。不登校のうち90日以上欠席した児童生徒は、小学校で54人の増、中学校で116人の増となっており、不登校が長期化する割合が増えている。次に、資料9ページ「集計資料」を基に調査結果について御説明申し上げる。「(1)平成30年度における不登校児童生徒の状況について」であるが、不登校児童生徒は学年が上がるにつれて増加し、中学1年で大きく増加している。不登校のきっかけや継続の要因について、小学校では家庭に係る要因が多く、中学校では、本人に係る要因が多い状況にあり、本調査を始めて以来同様の傾向が続いている。特に、中学校では不登校のきっかけ・継続のどちらにも学業に関わる要因が挙げられていることから、学習に係る支援が重要と考える。資料10ページ「④不登校のきっかけと震災の影響について」であるが、不登校のきっかけに震災が影響しているケースについては、未だに小・中学校とも「ある」との回答が見られる。次に、資料11ページを御覧願いたい。今年度新たに調査した「(2)欠席の態様」についてであるが、小学校においては「月3～5日程度の欠席」が多く、ついで好まない行事やトラブルが生じたときなどに「まとまって欠席」するケースが多く、全体の5割を超えている。これらの児童の欠席日数は、平均すると40日から70日程度となる。中学校は小学校と異なり「基本的に欠席・たまに登校」「継続的に欠席」の生徒が全体の5割を超えており、これらの生徒の欠席日数については平均すると130日を超えている。学校内や学校以外の居場所をつくり、学びの機会を確保していく必要があると考える。「(3)年度ごとの学年別に見た不登校生徒の継続数・不登校解消数の推移」であるが、中1と中2において不登校だった生徒が、翌年度中2、中3で不登校を継続することがなかった生徒の割合が少しずつ増えており、これは市町村教育委員会と学校の努力、県教委が展開する様々な不登校支援に係る施策によるものと考えている。しかし、翌年度不登校を解消している生徒が増えているが不登校生徒数は増加している。それは、新規不登校生徒が増加しているためである。今

後一層、未然防止の視点による取組を充実させていくことが必要であると考え。資料12ページを御覧願いたい。「(4)不登校児童生徒の改善状況について」であるが、③の「改善が見られた児童生徒に有効だった働き掛け」については、下のグラフにあるとおり、「家庭との連携づくり」や「教員の働き掛け」「別室・放課後登校による個別支援」が挙げられている。長期にわたって不登校が続いている児童生徒が、主体的に社会的自立に向かうことができるための環境づくりに関する学校の働き掛けについては、さらに今後分析していく必要があると考えている。資料15ページから18ページでは、不登校の未然防止及び早期発見・早期対応に係る取組について、不登校児童生徒の出現率が高い学校と低い学校の状況についてレーダーチャートで示した資料となる。資料15ページ及び16ページにある未然防止の取組状況について説明する。

なお、レーダーチャートの外側にあるのは、「魅力ある学校づくりの5つの視点」であり、本調査項目のうち①⑥⑦⑩⑰は「学力向上に向けた5つの提言」と関連している。未然防止の取組として、小・中学校共に出現率が低い学校は①の「ほめる・認める」②の「活躍の場の設定」を意図的に行っている。一方、出現率に関わらず、⑧の「分かった」「できた」の体験は小・中とも低く、この傾向は平成28年度から変わっていない。資料16ページを御覧願いたい。不登校の出現率が高い中学校は⑬の「教職員の小・中交流・連携」の必要性を感じているためか、出現率の低い学校を上回っていた。資料8ページにお戻り願いたい。「6 県教委としての対応」であるが、本調査の結果を踏まえ、そこに示した(1)から(4)までの取組を徹底し、学校を外から支える仕組みの充実を図るとともに、改めて、未然防止のための「魅力ある学校づくり」の5つの視点を取り上げるなど、児童生徒が行きたくなる学校づくりを一層促進していく。また、令和元年度においても、90日以上欠席が見込まれる児童生徒が在籍する小・中学校を中心に、心のケア・いじめ・不登校等対策プロジェクトチームが直接学校を訪問し、該当する児童生徒の状況を把握するとともに、支援の在り方等について直接助言し、不登校児童生徒の将来に向けた社会的自立を支援していく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

小 川 委 員

資料9ページに記載されている不登校児童生徒の学年別人数によると、小学校高学年から中学校にかけて急激に人数が増えている点が大きな課題である。また、中学1年生から中学2年生にかけて特に増えているところもあり、これは小学校から中学校に進学した時の環境の変化に適応できない子供が沢山いることが背景にあると思われる。資料16ページに記載されているレーダーチャートにおいて、「⑫子供たちの小・中交流」の取組を行っている中学校では不登校の出現率が低くなっていることから、この取組が、その進学による急激な環境の変化を和らげていると思われる。11月16日に開催された志教育フォーラムにおいて、小学生と中学生の間で手紙の交換が行われており、中学生である先輩から小学生への手紙では「ようこそ、中学校へお越しください」といった内容で、後輩である小学生が進学してくるのを待ち望んでいる気持ちを伝えるという交流について発表があった。こうした交流があると小学生は抵抗感が少なく中学校へ進学でき、また進学が楽しみになるのだと思う。環境の変化をうまく乗り越えていける原動力になるので、良い取組であると思った。子供たち同士における先輩、後輩の関係をうまく繋げていくことができれば、不登校の問題の一部は解決できると思う。

義 務 教 育 課 長

志教育フォーラムでは5つの推進地区の取組が発表され、委員から紹介があったような小・中・高・特別支援学校の児童生徒における校種間を越えた様々な取組も行われている。また、東松島市においては、不登校に関する文部科学省の事業である「魅力ある学校づくり」を活用した取組を集中的に進めていることから、数値的にも結果が出始めている。新規の不登校を防ぐためには、この取組が効果的であるとの報告があったことから、この取組を県内に周知し、各学校に浸透させていきたいと考えている。

千 木 良 委 員

小・中学校の連携について、特別支援学校の現場に自分が関わることにより感じていることは、同じ校舎内に小学校と中学校がある場合、それだけで小・中の交流があり、教職員もそれぞれの学校でどのような指導をしているか把握することができる。しかし、そのような状況にあっても小学校1年生を指導する教員と中学校3年生を指導する

教員では、子供に対する接し方がかなり違うと感ずることがある。このことは、通常の学校においても同様のことであり、子供への接し方は小・中・高等学校のそれぞれの校種で段階的に異なってくる。今までの教育では、このような対応でも良かったと思うが、現在では子供の人数が減り、言葉の対応を求められている状況では、校種間でのこうした連携が必要である。例えば、中学生であっても小学生と同じように丁寧な対応が必要であったり、逆に、小学生であっても大人の対応を取っても問題がない子供もいる。こうしたところを、各教員が自分の教育の経験として吸収していないと、小・中学校などで交流しようとしてもその目的が分からなくなってしまうのではないかと感ずることがあった。

伊 東 教 育 長 小・中連携の取組により、それぞれを繋いでいこうとする取組は続けているところであるが、現場の各教員がどのような意識で向き合っているのが大事であると思う。

義 務 教 育 課 長 学校によって違う実態が異なるが、東松島市において「魅力ある学校づくり」の取組を2年間行っている学校から成果を聞く機会があり、その中で教員が不登校を減らす成功体験を実感することにより、教員の自信にも繋がり、子供への対応も変わったという報告があった。不登校対策の取組がうまくいっていない学校では、逆に負のスパイラルに入っているところもある。いくら努力しても不登校等の改善がなかなか見られない状況になると、教員も疲弊してしまい、次の展開に向かうエネルギーがなくなってしまう。東松島市の取組で分かったことは、今までの取組に捉われず別の方法で取り組んでみよようとする学校の対応の変化が見えてきたことから、このような取組を各学校に広めていきたいと考えている。

齋 藤 委 員 資料15ページと16ページに記載されているレーダーチャートを見ると、目をそらしたくなったが、その一方で現実を受け止めざるを得ない思いもあった。教員が努力していることは十分に承知しているが、不登校になる子供にとって何かが変わらない限り、周りがどれだけ変化しても不登校は解決しないと思う。レーダーチャートに記載されている「⑧「分かった」「できた」の体験」が小学校では低い結果となっているが、中学校ではさらに低い結果となっている。子供たちが学校で過ごす時間のうち、授業を受けている時間が大半であり、授業を理解できない状況で過ごしていることは、子供にとって苦痛だと思う。授業を理解できれば楽しいと思うし、理解できるようにする工夫は色々あると思う。また、「⑧」の質問結果の低さについては、どのように対応したら良いか分からないところがある。「⑨理解不十分な子供の見取り」について、調査の趣旨を確認したい。

義 務 教 育 課 長 理解できない子供をしっかり見取るという趣旨である。

齋 藤 委 員 理解不十分な子供を見取ろうとしても、最初から理解不十分であることから、見取することは難しいと思う。子供を見取るとはとても大事な要素であり、なぜ登校しないかなど、そうした見取りがもう少し深くても良いのではないかと感じた。学校に登校しないで卒業した子供は、その後の人生においてどれだけ大変な思いをするのか理解してほしい。自分が担当した子供にも同様の子供がいたが、今の学校制度ではつらい部分もあると思う。学校の基本的な生活習慣が低いことが理解できないが、子供には学校において楽しい経験をさせてやりたいと思うと、不登校となる主たる原因を探りたいと思う。

義 務 教 育 課 「基本的な習慣の定着をその子どもにも図っていた」とは学校の生活や、家庭との連携なども含めたものである。

齋 藤 委 員 どこかに対応策があれば良いと思うが、学校で対応できることはそれほど多くないと思うので、「⑧「分かった」「できた」の体験」の調査結果が低かったため、それから改善される取組を推進すべきであると思う。

小 川 委 員 「⑧「分かった」「できた」の体験」の質問については、「どの子供にも「分かった」「できた」という成功体験を味わわせていた」というものであるが、全ての子供に「わ

かった」「できた」を味わわせていたかの評価は難しいことから、調査結果が低くなっていると解釈するがいかがか。

義務教育課長

委員御指摘のとおりである。自己評価が難しいこともあり、学校の授業で行われているのかと聞かれれば、このような調査結果になると思う。一方でモデル校では、分かる授業づくりの取り組みを行っている。子供たちへのアンケート結果に、授業が理解できないことや、つまらない、楽しくない項目があることから、教員はこれらの改善として授業を楽しくする努力を進めており、この項目が改善されれば不登校は改善されてくると思う。特に、中学校では勉強が楽しいと思えることが不登校の改善策になると考えている。

伊東教育長

この調査は学校側の視点で行っていることから、子供たちの視点に立った状況を把握する必要がある。学習状況調査におけるアンケートにおいても同様の質問があることから、この結果との関連を分析することも可能であると思う。

中学生の不登校の長期化に関しては、学業の不振として授業を理解できなくなるところから不登校が続くこともあるようなので、「分かる」ところが大きなポイントであると思う。

小川委員

学習指導要領の改定により、内容が複雑になり濃くなったところがあり、こうしたことが影響して「分かる」「できた」の体験が得られにくくなっているのかもしれない。授業は受けなければならないものであるが、消化不良のまま次々と授業が進んでいくことによる影響は出ていないのか。その影響により、学校がつまらなくなり、不登校が増えているのであれば、その点を考えていく必要があるのではないかと。

義務教育課長

授業に盛り込まれる内容が増えていることが実態であると思う。教員は、こうした対応だけでなく、いじめ問題や保護者への対応などにより、その裏返しとして授業に集中できていないところもあると思う。働き方改革も含めて、学校と県教委が一体となって取り組んでいかなければならないと考えている。

小室委員

資料11ページに記載されている「(2)欠席の態様」における項目において、「基本的欠席・たまに登校」となっている子供がいるようであるが、基本的に欠席している子供がたまに登校する理由とはどのようなものなのか。例えば、かなりの日数を欠席していることから、たまには登校しなければならないという焦りであったり、本当は登校したいという思いがあったりして登校しているのか。

義務教育課長

通常の授業がある時は欠席し、運動会や文化祭、修学旅行などの行事がある時に登校している傾向がある。

小室委員

私の感覚としては、学校を欠席する理由は友達関係などであり、修学旅行などの行事がある時は逆に登校したくないと思うことが普通だと思う。行事に参加したり、修学旅行に行けるということは、友達関係は良好であることから可能ということか。そうすると、友達関係以外の理由で登校したくない思いがあるということか。

義務教育課長

登校したくない理由については個々の理由があると思うが、傾向としては通常の授業は受ける意欲がないが、行事などの楽しいことには意欲があるようである。不登校の理由が友達関係とは結びつかない傾向のある子供がある程度在籍している。

#### (4) 令和元年度公立高等学校みやぎ学力状況調査の結果について

(説明者：高校教育課長)

「令和元年度公立高等学校みやぎ学力状況調査の結果について」御説明申し上げます。資料は、19ページと別冊である。はじめに、資料19ページを御覧願いたい。

「1から4」は、実施概要である。7月上旬に、通信制を除く県内すべての公立高等学校の2年生を対象とした、国語、数学、英語の3教科の学力状況調査と、1・2年生を対象とした学習状況調査を実施している。学力状況調査については、共通問題のほかに基礎・基本の定着を確認するA問題と、応用・発展まで幅



広く見るB問題を学校ごとに選択して実施している。「5 学力状況調査結果の主な特徴」を御覧願いたい。国語、数学、英語の3教科とも基礎的・基本的な力の定着に課題が見られ、知識を活用する力や文章を読み取る力が十分でないという結果となった。別冊を用いて御説明申し上げる。別冊2ページを御覧願いたい。3教科の概況と、A問題選択者とB問題選択者の共通問題正答率について示している。「図1」のグラフを御覧願いたい。各教科ともに二極化の傾向が顕著となっているが、特に数学ではA問題選択者のうち、半数を超える生徒が正答率20%未満に集中している。正答率10%未満の生徒の人数は2,300人を超え、過去5年間で最も多くなっている。これは、算数・数学の基礎的な知識や技能について、小学校・中学校段階における理解や定着が不十分なまま、高校の学習に臨んでいる生徒が多くいることが考えられる。各高校では、それぞれの生徒の実態に応じて、義務教育段階の学習内容について学び直しの時間を設けるなどの工夫を行っているところであるが、今後とも丁寧な指導が必要であると考えている。次に、学習状況等に関する調査から生徒の学習状況等について御説明申し上げる。別冊6ページを御覧願いたい。「図8」と「図9」から学習目標の提示や振り返りが「ほとんどの授業」もしくは「多くの授業」で行われている割合は約半数であり、「図10」から、学習目標の提示や振り返りが行われている授業ほど、生徒の授業理解度が高くなる傾向が示されている。次に、別冊7ページを御覧願いたい。「図12・13」を見ると、授業中に自分の考えを发表或し、ペアや小グループで話し合う時間を設定している割合は昨年度とほぼ同数であるが、「図14・15」から、授業中に意見発表や話し合いが行われている授業ほど、生徒の授業理解度は高いこと、また、学力状況調査の正答率も高いことが分かる。県教育委員会としては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や学び直しの充実、個に応じた指導の工夫などを促すとともに生徒の学びへの意欲を高め、家庭での学習時間を確保する取組を実施し、学力の向上に努めていく。次に、別冊11ページを御覧願いたい。「図29・30」にあるとおり、平日最も時間をかけることとして「ゲームやインターネット」と答えている生徒が多く、この5年間で15ポイント増加している。次に、別冊13ページを御覧願いたい。「図32・33」にあるとおり、「スマートフォン等の使用時間」が「2時間以上」という生徒が半数を超え、特に2年生では「2時間以上」利用する生徒は6割を超えている。また、「図36」は、スマートフォン等の使用時間と各教科の正答率の関係についてであるが、使用時間が長くなるに従って正答率が低下するとの結果が出ている。スマートフォン等の利用については、生徒の学習活動や家庭生活に大きな影響を与えていることから、学校での指導とともに、家庭と連携した対策が不可欠であると考えている。最後に、別冊19ページを御覧願いたい。県教育委員会としては、今後もこの調査を継続し、引き続き生徒の実態把握に努め、各学校において生徒の実態を踏まえた具体的な授業改善につながる取組等を推進するよう促してまいりたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

高 校 教 育 課 長

只今の説明の補足として、課長報告(3)において義務教育課長から説明があったとおり、小学校や中学校において授業を理解できていない子供が存在している。高校に進学する際には、入試を受けて希望する学校に入学しているが、入学した時点で気持ちが一度リセットされ、新たな気持ちで授業に取り組んでいるようである。しかしながら、高校の授業を受けてみると、分数を理解していなかったり、四則演算の順序を理解していないため、授業を理解できなくなり、再びつまづく場合がある。小学校や中学校レベルの学び直しを積極的に行わないと、せっかくリセットされた気持ちが無駄になり、授業に取り組むモチベーションがなくなってしまう。成績上位層の生徒を伸ばすとともに、義務教育段階の学び直しを行っていかねばならないと考えている。

伊 藤 委 員

この調査結果は、ホームページに掲載されると思うが、何らかの方法で各家庭にも周知すべきではないか別冊14ページの図37に「学習時間とスマートフォンや携帯電話の使用時間、正答率」をグラフ化して掲載されており、このグラフによると携帯電話の使用時間と正答率が大きく関係していると感じた。別冊19ページの「生活習慣の改善、家庭と学校との連携」において、「家庭でも、生活習慣やスマートフォン等の使用時間や使用方法等について話し合う機会を設けるなど」と記載があるが、この文書のように

1～2行程度の解説があったとしても行動に結び付くことはなく改善は難しいと思うので、印刷物などを家庭に配布し、各家庭内でも呼び掛けすべきである。スマートフォン等の普及により利便性は向上したものの、人の脳を働かせない、考えさせないようになっている。家庭との連携は難しいと思うが、スマートフォンの使用の在り方と同時並行して取り組むなど、対策を強化していくべきである。

高校教育課長

この調査結果については、各学校に対して周知し、授業の改善に活用していただきたいと考えている。また、委員御指摘のとおり家庭にも周知するよう学校に促していきたい。

千木良委員

この調査は高校生を対象としていることから、スマートフォンの使用状況についても高校生やその保護者にのみ周知するのか。スマートフォンは高校生になってから突然使用するようになるものではない。極端な例で言うと、三歳児や四歳児が歯科治療の合間に親からスマートフォンを預けられると、様々なアプリの使用に夢中になり静かに遊んでいる。また、過去にあったケースでは、小学生の子供に「こんにちは」と声をかけても、子供はスマートフォンの使用に夢中になっていて挨拶をせず、こちらを振り向くこともなかった。さらには、スマートフォンを取り上げようとすると泣いてしまう幼稚園児もいた。このことから、高校生になったからといって、突然、勉強するためにスマートフォンの使用を止めさせようとしても遅いのではないかと思うので、もう少し早い時期からこの対策を行うべきであると思う。成績が上位層の生徒で、スマートフォンやゲームの誘惑にも負けず、勉強する時間を確保した上で、余った時間を遊ぶ時間に利用する計画性や意思の強さがあるような生徒は良いが、大半はその誘惑に負けてしまう生徒が多いと思う。保護者においても子供にスマートフォンを預けておけば、泣くこともなく、自分は手を掛けなくてすむという傾向がある。現場で対応している者として、この調査結果に関わらず重いものを感じている。

伊東教育長

委員御指摘の内容については、幼児期の生活習慣から小・中学校の取組、さらには高校への取組に繋がっていくと思う。

松本教育次長

委員御指摘の内容については、県内全ての市町村において共通の課題として捉えている。先週、開催された市町村教育長会議において、大河原町教育委員会から事例発表があり、また、仙台市において小・中学校におけるスマートフォンについて同様のデータを持っていることから情報共有を図ったところである。その中で、スマートフォンの使用可能時間や、夜間の使用制限時間の設定など様々な取組が報告されたが、この取組を全県共通の取組として行うところまでは至らなかった。

教育企画室長

小・中学生におけるスマートフォンの適正利用については、東北大学の川島隆太教授の研究結果によると、スマートフォンの使用と学力に関連があるとされている。その研究結果を分かりやすく示したパンフレットを作成し、昨年度は21万部印刷して小学校5・6年生と中学生に配布した。また、保護者用のパンフレットも作成し配布している。ただし、千木良委員御指摘のような就学前の子供への対策については、国でその重要性を認識しており、いわゆるデジタルネイティブと言われる世代が親になるような年代に差し掛かっていることから、今後、こうした世代にどのように働き掛けるか、国の動向を注視しつつ、対策を検討していかなければならないと考えている。

伊東教育長

大河原町ではスマートフォンの使用についてルールを決めており、例えば夜9時以降は使用しないようにするなどの取組により成果を出している。各市町村にもその情報が伝達されていることから、この取組が県内の各市町村に広まれば良いと思った。

小川委員

数学の正答率が20%を下回る高校生がこれほど存在していることが衝撃的であり数学の成績の低さは深刻である。学び直しも大切であるが、学ぶべき時にその学力が定着していないことが問題である。現在の授業では学力の定着をどのように確認しているのか伺いたい。例えば、分数を学ぶべき時に、子どもたちが内容を理解しているか十分

な確認を行うこと、自分が小学生時代の経験であるが、かけ算の九九をクラス全員が暗記できるまで覚えさせられたことなど、それぞれ適切な時期に学力の定着が図られていれば、こうした問題は発生しないのではないかと思う。

義務教育課長 日頃の授業においては、単元テストなどで細かく確認しており、成績が悪い場合は改めて教え直しが行われている。今回の調査結果により、正答率が10%を下回る生徒が2千人を超えている実態が浮き彫りとなったことを重く受け止めている。この調査結果を県内全ての小・中学校長に周知し、さらなる学力の定着を推進するよう働き掛けていきたいと考えている。

小川委員 小・中学校において、学力として最低限定着させなければならない内容があるのではないか。授業の内容を全て理解させることは難しいと思うが、因数分解や方程式など最低限定着させるべき学力を確実に定着させていれば、このような低い正答率の結果にはならないと思う。この調査結果を小・中学校にどのようにフィードバックしていくのか伺いたい。

高校教育課長 今回の調査結果で、数学の誤答率が高かったところは、例えば、無理数と有理数の大小関係の比較や絶対値の比較であり、出題内容については高校一年生で学ぶ分野である。このことは、小・中学校の授業でつまづいてしまうとその授業内容を理解できず結果として回答できなくなってしまう。また、英語の調査問題は、高校一年生で学ぶ内容を出題しており、これは中学校で学ぶ過去形や完了形などを身につけていないと回答できないものとなっている。

松本教育次長 数学の解答方法は数値を塗りつぶすマーク方式であるが、国語と英語は四択のマーク方式であり、極端に言えば、数学は正答できなければ0点となる可能性もある。このため、特に数学については、誤答率が高い部分が顕著に表れているものと思われる。また、今後は、この調査に小学校と中学校の問題をある程度加え、それらの学力が定着しているか確認しなければならない状況にあると思う。今回の調査問題であれば、A問題を選択している学校の問題には小・中学校の問題を追加して学力を確認する必要があると考える。

小川委員 私が知りたいのは、小・中学校で身に付けなければならない学力が定着していないとすれば、それが小・中学校のどの学年で学習されている内容なのかを具体的に把握しないと、小・中学校の教員に授業内容の改善を求めても困ると思う。高校に進学した際に、どのような学力が定着していないかを小・中学校の教員が具体的に認識できれば、その対応も可能となりこのような問題は解決すると思う。調査のやり方に問題があると有益な情報は得られないのではないか。

高校教育課長 小学校や中学校レベルの学力がどの程度定着しているかについては、高校入試において把握することができる。この入試の結果を分析して中学校に情報提供しているが、さらに情報共有を徹底していきたいと考えている。また、この調査問題の設定そのものが、現在の状況で良いのかについても、時代の変化に合わせて考えていきたい。

伊東教育長 調査結果を有効に活用できることが大事だと思うので、来年度の調査方法について検討していきたい。

### 1.3 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 令和2年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（10月末現在）
- (3) 令和2年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者選考要項

### 1.4 次回教育委員会の開催日程について

伊東教育長 次回の定例会は、令和元年12月18日（水）午後1時30分から開会する。

15 閉 会 午後3時58分

令和元年12月18日

署名委員

署名委員